

こちらのページを印刷し、必要事項を記載の上、FAX:06-6223-) まで送付下さい。



創業期に助成金をきちんと利用するために

助成金は、融資と違い「もらいきり」のお金です。「返済義務」は、存在しないのです。特に創業期に活用できる助成金があります。きちんと申請し、会社の経営に役立ててください。

□ 実際に受給できるか調べてみたい場合には

下記のアンケートを FAX いただければ、助成金に該当するか否かを判定し、ご連絡します（無料）

□ 申請の代行を依頼するには

弊事務所で代行申請を行っています。大阪府内のお客様は、下記ご連絡先までお電話または FAX にてご連絡をいただければ、直接企業様宛にお伺いさせていただきます。詳細のご説明をさせていただきます。 ※完全成功報酬制（原則 15%程度）

受給できるか助成金アンケートで調べてみましょう

- Q1. 貴社は雇用保険に加入していますか？ はい・いいえ
Q2. 従業員に社内外の研修を行う予定はありますか？ ある・ない
Q3. 会社を設立したのはいつですか？（創業予定の方は、予定日） 年 月 日
Q4. 就業規則で定年は何歳になっていますか？ 歳
Q5. 過去に就業規則を労働基準監督署に届出たことがありますか？ ある・ない
Q6. 小学生未満のお子様がいる従業員数（雇用保険加入者）
Q7. 従業員の雇入れを予定していますか？ はい（約 _____ 人）・いいえ
一般従業員 _____ 専門職（経験3年以上） _____ 障害者 _____ 高齢者（60歳以上） _____
Q8 今までに受給したことのある助成金に○印をつけて下さい。
受給資格者創業支援助成金 中小企業基盤人材確保助成金 その他の助成金 _____

企業名・名前 (必須)	
事業所所在地	
連絡先 (必須)	業 種 ()
F A X	ご担当者 (様)

下記宛に FAX して下さい。(問合せ フリーダイヤル 0120-655-818)

FAX : 0 6 - 6 2 2 3 - 0 3 3 8

上記のアンケートにご記入いただき、FAX いただければ、御社で受給可能性の高い助成金があるか診断してご連絡いたします。お気軽にご利用ください。お問い合わせは下記まで

クロービック社会保険労務士事務所/クロービック株式会社 〒541-0046 大阪市中央区平野町 1 丁目 7 番 14 号
(電話)06-6223-8118 (FAX)06-6223-0338 (メール)info@clovic.co.jp

資料作成：社会保険労務士 西村 薫